

第3回債権者集会における破産管財人の報告書

第1 前回集会以後に行った管財業務

1 資産の換価等

関係会社に対する債権のうち再生手続開始の申立てを行った株式会社エフ・エフ・アルファ（以下「エフ・エフ・アルファ」という）に対する再生債権の基本弁済757,219円を受領し、保険解約返戻金7,760円を回収した。上記再生債権の追加弁済は具体的な見込が明らかではない。え、エフ・エフ・アルファの残余財産の換価後に金額が確定するとされ、弁済時期が令和11年2月末以降と予定されていることから、エフ・エフ・アルファのスポンサーである株式会社大京に追加弁済請求権を譲渡する予定である。

2 未払賃金立替払請求手続

当職は、令和6年4月中旬までに未払賃金立替払請求手続の対象となる全ての元従業員に破産者が把握していた事項を記入済みの請求書用紙を発送した。その後、元従業員より、順次、振込口座等の必要事項を記載した請求書の返送を受けて、当職が返送された請求書について証明を行い、労働者健康安全機構に提出したことにより、同機構より未払賃金の立替払いが実施された。本集会期日までに、対象者1800名のうち1776名について立替払いが実施済み、24名が未了である。立替払いが未了の者のうち1名が振込口座等の必要事項を記載した請求書を返送せず、昨年末に管財人宛に訴訟を提起したことから、本集会期日の後も当該事案に対する対応を継続して行う予定である。

第2 破産財団の状況

- 1 別紙財産目録・収支計算書記載のとおりである。
- 2 破産財団の現在残高は182,106,852円である。

第3 今後の管財業務の方針について

上記のとおり、未払賃金立替払請求手続の未了者に関する対応を継続して行う予定である。

第4 配当の見込みについて

現時点で当職が把握している財団債権が1,312,116,210円であるのに対して、破産財団の現在残高は182,106,852円にとどまることから、破産債権者に対する配当を見込むことはできない。

以上

東京地方裁判所 令和5年(フ)第7061号

破産者 マックスアルファ株式会社

破産管財人弁護士 田口 和幸

財 産 目 録

資 産 の 部

(作成日=令和7年1月21日)

番 号	科 目	簿 価	現 在 額	備 考
1	現預金	0	43,088,315	回収済。予納金組入額を含む。
2	売掛金	465,004,526	145,079,097	回収済
3	還付金	0	2,926,184	回収済。厚生年金保険料等の還付金。
4	その他債権	0	123,697	うち84,953円は回収済。38,744円(売却済みの株式の配当金)を回収予定
5	立替金	604,727	0	従業員立替金。回収困難。
6	未収入金	10,422,579	0	未収金の内訳は①保証金300万円、②関係会社債権、③その他債権であり、①は回収済。②のうち株式会社ガネットに対する債権は再生債権弁済を受領済、株式会社エフ・エフ・アルファに対する債権は再生債権基本弁済を受領済で、追加弁済請求権は株式会社大京に譲渡。③は反対債権があり回収不能。
7	仮払金	1,568,092,310	0	上記6の関係会社に対する債権
8	保険解約返戻金	8,448,000	355,024	回収済
9	敷金保証金	5,590,656	943,547	回収済
10	株式	47,149,200	376,726	回収済
11	出資金	150,000	0	相殺済
12	車両等	0	1,685,185	回収済
13	金券等	0	18,266	回収済
	資産合計	2,105,461,998	194,596,041	

負 債 の 部

番 号	科 目	届 出 額	評 価 額	備 考
1	財団債権(公租公課)	735,309,652	735,309,652	
2	財団債権(労働債権)	574,762,127	574,762,127	未払給与等
3	財団債権(その他)	2,044,431	2,044,431	撤退した本社と拠点の原状回復費用等
4	優先的破産債権	64,565,487	64,565,487	解雇予告手当
5	一般破産債権	届出留保	-	
	負債合計	1,376,681,697	1,376,681,697	

収支計算書

(令和5年11月10日～令和7年1月21日)

(単位:円)

収入の部				回収済			
番号	科目	金額	備考	番号	科目	金額	備考
1	現預金回収	28,881,469		1	履行補助者給与	5,486,850	※2
2	予納金組入	14,206,846		2	支払家賃	2,837,994	※3
3	売掛金回収	145,079,097		3	水道光熱費	181,320	※3
4	債権回収	5,073,355		4	通信費	807,784	※3
5	還付金等	2,926,184	※1	5	税理士報酬	868,635	
6	車両等売却	1,685,185		6	社会保険労務士報酬	2,973,300	※4
7	敷金回収	943,547		7	人事労務ソフト使用料	1,641,724	
8	株式等換価	376,726		8	複合機購入費用	95,040	
9	保険等解約	355,024		9	郵送費	338,158	
10	金券等売却代金	18,266		10	履行補助者への小口現金送金	400,000	※5
11	受取利息	9,813		11	拠点撤退費用	821,500	
				12	書類保管・廃棄費用	525,071	※6
				13	火災保険料	38,780	※3
				14	交通費	14,883	
				15	その他管財業務費用	417,621	※7
	収入合計	199,555,512			支出合計	17,448,660	

差引残高	182,106,852
------	-------------

※1 破産開始前に退職した破産者の元従業員の厚生年金保険の資格喪失に伴い、破産開始前に納付済みの資格喪失後の期間の厚生年金保険料等が還付されたものである。

※2 令和5年11月度は17名分、同年12月度は11名分、令和6年1月度は9名分、同年2月度は6名分、同年3月度は5名分、同年4月度は4名分の破産管財人の履行補助者の給与の合計額である。

※3 破産開始後から令和6年5月までの本社社屋の家賃、水道光熱費、通品費、火災保険料である。本社社屋において履行補助者が、破産者の元従業員の解雇に伴う書類の発行、未払給与立替払請求額の計算等の業務を行った。

※4 社会保険労務士に未払賃金立替払請求書の作成や労働者健康安全機構の担当者とのやり取りに関する業務を委託したことによる報酬である。

※5 履行補助者に小口現金を交付し、破産者の元従業員への離職票や源泉徴収票等の発送費用(349,913円)と拠点撤退に要する交通費(45,716円)に充てた。

※6 本社及び営業所で保管されていた書類のうち保管を要するものを倉庫に預託し、廃棄すべき書類の溶解処分を委託した費用である。

※7 残高証明書発行料、給与等の振込手数料と税理士報酬の源泉徴収税である。